

平成20年第4回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成20年7月22日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成20年7月22日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第110号から議案第116号まで
- 第 4 （総務常任委員会付託案件）
議案第115号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第110号、議案第114号、議案第116号
（産業建設常任委員会付託案件）
議案第111号から議案第113号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	親松東一君
副市長	甲斐元也君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	齋藤元彦君	市民環境長	金子優君
産業観光部長	佐々木正雄君	総務部長(総務課)	本間進治君
企画財政部長(財政課)	山本充彦君	福祉保健部長(福祉課)	樋口賢二君
契約検査長	安藤理策君	市民課長	佐藤弘之君
農林水産部長	服部幸一君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査長	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番、小杉邦男君及び10番、大桃一浩君を指名をいたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

- 議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。去る7月18日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期日程について協議いたしました。その協議の結果についてご報告いたします。
- お手元に配付の臨時市議会会期日程をごらんください。会期は、本日7月22日、1日とし、この後議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告の配付、質疑、討論の受け付けの後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上であります。

- 議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第110号から議案第116号まで

- 議長（竹内道廣君） 日程第3、議案第110号から議案第116号までを一括議題といたします。
- 市長から提案理由の説明を求めます。
- 高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、日程第3の議案第110号から議案第116号まで一括議題を上程させていただきます。

まず、110号でございます。佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年の所得が確定したことを受け、本算定を行い、医療分に係る被保険者の所得割額、均等割額及び世帯別平等割額の改正並びに後期高齢者支援金等の分と介護納付金課税被保険者に係る所得割額及び均等割額の改正を行うものであります。また、低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額の額を医療分並びに後期高齢者支援金等の分と介護分についてそれぞれ改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第111号 黒姫漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結について。本案は、黒姫漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約について、平成20年7月8日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第112号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第1工区）請負契約の締結について。本案は、北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第1工区）請負契約について平成20年7月14日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第113号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第2工区）請負契約の締結について。本案は、北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第2工区）請負契約について平成20年7月14日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第114号 財産の無償譲渡について。本案は、平成19年度をもって営業を終了し、普通財産とした旧おぎの湯に係る建物等の無償譲渡について平成20年7月14日に開催された審査会の結果、「おぎの湯を愛する会」へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第115号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億5,991万8,000円を追加し、予算総額を439億9,958万7,000円とするものであります。補正内容について申し上げますと、歳入では地方交付税の増額計上のほか、国民健康保険基盤安定負担金として国庫支出金で117万3,000円を、県支出金では1億1,684万2,000円をそれぞれ追加計上するものです。歳出では、国民健康保険特別会計への繰出金を1億5,991万8,000円増額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第116号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成20年度国民健康保険事業の本算定に伴うもので、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億8,869万7,000円を減額し、予算総額を71億8,580万3,000円とするものであります。補正内容につきましては、本年度から

退職者医療制度が変更され、前期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、歳入では医療給付費等交付金の減額、前期高齢者交付金及び一般会計繰入金を増額するとともに、歳出では前期高齢者支援金等を減額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第110号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

金田淳一君。

○5番（金田淳一君） まず、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額のところの特定世帯と特定世帯以外の世帯ということの区分がされております。これは、その後の後期高齢者支援金とか、そういうところに係ってくるわけですが、この特定世帯以外の世帯というところの説明が長々と書いてありますが、私これ何回読んでもよく理解ができないのですが、具体的にどういう世帯になるのか。特定世帯以外の世帯の負担金はあって、その特定世帯はその以外の世帯の半分という金額に設定されていますが、その特定世帯以外の世帯と特定世帯との違いをわかりやすく説明願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

後期高齢者医療制度が創設されました。今まで国保に加入していた方で75歳以上の方はそちらのほうに移行することになります。ご夫婦2人の世帯を想定しまして、そのうちお一人の方が75歳を迎えられまして後期高齢者医療制度のほうへ移行しますと、75歳未満、74歳までの方は国保に残る形になります。そういう世帯のことを特定世帯といいまして、ご夫婦とした場合に片の方が後期高齢者医療制度のほうへ移行しまして、残された世帯という、そういう解釈でございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） ご夫婦の世帯が2人いらっしゃって、そのうちのお一人の方が後期高齢者保険に入って、もう一人の方が国保に残った世帯を特定世帯ということで理解していいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

そのように理解をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 3点ばかりお尋ねしたいと思います。

まず第1は、この条例改正で国保税がどうなるのか。116号の補正予算との関係もあるのですが、1人当たり、あるいは1世帯当たり一体幾らになるのか。加えて説明が提案理由の説明の中にもありましたが、後期高齢者医療保険制度が入って国保制度そのものが大きく変えられました。もともと国保そのものが難しい仕組みだったのですが、そういう意味でいうと一般退職者も残っているわけでありますから、その税額をお尋ねしたいと思います。

2点目には、先ほど提案理由の説明の中で市長のほうからもありましたが、直接今回条例を提案されて

いる中身とは、条例の条文とはかかわりませんが、低所得者に対する税の減免というお話がありました。そういう意味でいいますと、税条例の13条に掲げられている申請による減免、これは大いに活用していかねばならないのではないのでしょうか。原油の高騰や深刻な不景気の中ではありますが、その辺どうなっているのか。

3点目には、国民年金の一部法改正が行われてこの4月から実施をされております。国民年金を滞納した方に対して短期証を発行する、つまり国保証を渡さないというのがもう実施になっているわけですが、佐渡市としてはこういったことにどのように対応するつもりなのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

1点目の佐渡市の国保税がどういうふうになるかということで、19年との比較ということでありましたので、説明させていただきたいと思います。1人当たりの税額ということで比較しました19年度の税額を1人当たりにしますと、医療分でありますと4万8,062円、20年度になりますと、先ほどから話がありましたように医療分と後期高齢者支援分が加わります。そうしますと、20年度の医療分で4万3,286、後期高齢者支援分としまして1万3,913、合計しますと5万7,199ということになりますので、そうしますと19年度と20年度の比較で1人当たりの税額としましては9,137円の増ということになります。同じように世帯で比較しますと、19年度の場合は8万5,741、20年度の医療分が7万4,908、支援分が1世帯当たりになりますと2万4,076ということで、トータルしますと19年度の8万5,741に対しまして20年度にいきますと9万8,984ということで1万3,243円の増額ということでございます。

もう一点の減免のことですけれども、先ほど言われましたように今の経済状況が非常に厳しいということはございますけれども、国保税で想定します減免につきましては、ご存じのとおり災害とか病気とか、そういう形で著しく所得が低下したということに基づいての減免の規定でございまして、一般的に低所得者というものについては7割、5割、2割の減免ということで該当するかというふうに考えております。

もう一点の国民年金の滞納と国保の保険証の交付の件でございますけれども、これにつきましては社会保険庁からもそういうニュースが入ってきておりまして、佐渡市としてどう考えるかという部分で何回か聞かれたことがありますけれども、これにつきましては今のところ国民年金と国民健康保険ということは一応切り離して考えておりますので、国民年金の滞納について国民健康保険の保険証の短期証、資格証という部分には、まだそういうことにはならないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 税額のほうですが、1点目の税額ですが、今ほどの説明ですともちろん40歳以下の方は介護分はかからないわけですが、介護分を足すとどうなるのかお尋ねいたしたいのと、もう一つは退職者のほうはどうなるのか。後期高齢者が始まって、退職者医療制度なくなったのだらうと思っただけでなくないわけでありまして、その辺どうなのか。そういう意味でいうと、国保の加入者の状況でいう

と、一般と退職者という2つになる。そして、前期高齢者という74歳以下の部分が一般に入るのだらうと思うのですが、その辺どうなっているのか。介護保険も加えた額で教えていただきたいと思います。

2点目の申請による減免ですが、今のお話ですと国保はもともと制度の中で減免をしているから、よっぽどのがない限りしないというお話でしたが、ことしの春、初めにもNHKスペシャルとかで国保のこういった問題が取り上げられておりました。そして、少なくない自治体では申請減免を一定程度のルールにして対応できるようにしてきているというふうに思いますし、また市町村合併する前の両津市では申請による減免というのは数が非常に多かった。そういうところから教訓を導き出して、こういった深刻なときですから、やっていく必要があると思うのですが、その辺のお考えをもう一回お尋ねしたいと思います。

それと、最後の国民年金の関係ですが、今ほどの答弁ですと、今のところ考えていないというお話でしたが、例えば国民年金の収納事務の取り扱い、国のほうでは市町村でやってくれという、そういう力が働いているかと思うのですが、一番大事なのは収納事務をやるということが先ほど言った国保の保険証を出さないということとリンクするわけですが、収納事務についてはどのように対応していくのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

先ほど言いました19年、20年度に、済みません、私加算してありませんでした介護分なのですけれども、それぞれ19年度につきましては介護分が1人当たり1万8,543円ございましたし、20年度につきましては算定しました結果2万1,436円になりますので、これを足していただきたいと思いますし、世帯につきましては19年度については2万5,592円、20年については3万1,502円、先ほど言いました額に加算していただきたいと、そういうふうに考えております。

それと税の減免の話なのですけれども、確かに議員おっしゃるとおりに旧町村で対応したところもありますし、対応していなかった町村もありました。それで、私どもの引き継いだときに、激変緩和ということではないのですけれども、その辺については今までの部分を引き継いでということで取り扱った例はあります。そういうことで、一部減免をしていたという部分が残っていた方もいらっしゃるのですけれども、今回後期高齢という形での移行になったということで、基本的には、これは納税相談にもリンクするわけなのですけれども、個別に世帯の状況等を勘案して、免除というわけにはいきませんが、納税猶予とか、そういう形での部分も取り込めるというふうに考えていますので、そういう取り扱いをしていきたいと、そういうふうに考えております。

それともう一つ、先ほど国民年金の収納の部分につきましては、確かに言われているようにそういう取り組みをされている自治体もあるというふうに聞いております。佐渡市の場合につきましては、今のところ高騰分、そういうことで国民年金の収納を市が行うということは考えておりませんので、その分については先ほど説明した形でご理解を願いたいと、そういうふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 今ほど退職者の分がなかったのですが、もう最後ですから、最後にもう一回教えて

いただきたいと思いますが、免除の関係ですが、申請減免の関係ですが、免除といかないが、猶予というお話でしたが、減額というお言葉がなかったのですが、減額はあり得るということなのかどうか。

それともう一つは、今ほどの介護を含めると、昨年とことしの一般加入者の分という約1万2,807円上がるということになります。今油が高騰で大変だという中で、これだけ上がるということになると営業の問題、暮らしの問題の中で全額は納められぬが、少しは減額してほしいというのが当然出てくるのではないかというふうに思うので、そのところだけを最後に聞いておきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

退職のことについて説明するのを忘れまして、申しわけありません。議員おっしゃるとおりに退職者の制度が変更になりまして、前期高齢者というような形で国民健康保険の一般のほうに算入されます。したがって、今4月1日以降残られている退職者というのは64歳までの方が退職者制度ということで残っています。その方たちも平成26年までには随時満65歳になりますと前期高齢者という扱いになりまして、国保の一般のほうに繰り入れられていくということに制度が変わりました。そういうことでございますので、以前退職者制度ということで把握した方たちは、基本的にはほとんどの方が国保の一般ということになりますので、国保税の算入につきましては国保一般ということで全体の医療費を見込みまして、それに対して賦課計算をしたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 国保条例の問題を質問するには、議案第115号を一緒に聞かないとわけがわからぬ。

そこで、聞いてまいります。国民健康保険の条例の改正というのは、所得割を100分の6.39から100分の6.04と、それから被保険者1人当たりの負担を2万600円から1万7,700円、世帯割を1万5,700円から1万4,400円にしたと。これで見る限りでは、国民健康保険税は下がっているのです。つまり4万8,062円が4万3,286円、対改正前と改正後で比較するとこのようになる。まずこれを認めますか。

次に、高齢者医療制度。所得割が100分の1.99というふうに試算をいたしまして、1人当たり8,100円。これを加えた結果、1人当たり1万3,913円という数字が出てくる。したがって、これが後期高齢者支援金、国保世帯の、あるいは国保加入者の負担金となって重くのしかかってきておると、こういうことです。そこで、平成20年度の当初予算で見てまいりますと、一般の被保険者1人当たりの医療費の負担が4万8,062円であると。対して退職者医療制度が1人当たり6万4,872円。これを足して2で割ると平均値が出てまいりまして、5万1,403円というのが今までの国民健康保険の実態であります。共産党は、いろいろ言うておりますけれども、私が頑張らして下げたのです、これは。その結果こういう数字になっておる。これをまず認めるかどうか。

次に、前期高齢者交付金というのが出てまいった。退職者の交付金、医療費交付金という名称を用いておりますが、一体これとの比較ではどうなってきたのか。まず、私の聞きたいのは、今のやつを要約して申し上げますと、現在の国民健康保険税というのは、一般退職者を含めて1人当たり平均値5万1,403円というのが後期高齢者が入って、前期高齢者が入って先ほどの説明にあるような数字になってきたのだが、

さてもともとはこの後期高齢者というのも入って5万1,403円という数字であった。ところが、後期高齢者の納付金というのが入ってきてこれを引き上げておるわけであるが、それは認めざるを得ないが、前期高齢者交付金、これと退職者交付金、この関係はどのように変化してきたのか。その結果、改正国保税というのはどういう数字になってきたのか。まず、この点についてご説明願いたい。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

20年度の療養給付費交付金、これが退職者に係る分の交付金でございます。これにつきましては、20年度の予算で6億5,047万5,000円というふうに計上しておりますし、前期高齢者交付金、これは退職も含めまして65歳以上の方に係る医療費の部分で交付されるものでございまして、これが17億9,378万3,000円ということで、この分が全額入るわけございまして、この差につきましては11億4,330万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 答弁正確ではないけれども、それをやっておったらちょっとなおややこしいことになるから、私のほうでもうちょっとわかりやすい質問をいたします。

私の試算によれば、基金は3億6,255万3,000円国保は持っておるといふふうに思いますが、これは間違いありませんか。

次に、先ほどのあなたの答弁が間違いなければ、大体9,000円くらいの国保税が高くなる、後期高齢者の支援金の国保加入者の負担金と、こう読めばいいわけです。それがかかるのだよと、こういうこと。そこで、もともとは先ほど私が申し上げました1人当たり平均で5万1,403円というのが国民健康保険税の佐渡市の実態で、20市の中で一番安かった。そこで、私はこれからの委員会でかなり厳しい審査をしなければならぬと思うので、お聞きをしたいのだが、客体が1万8,300人ぐらいではないかというふうに思うのですが、それでこの値上がり分を埋めるとしたら、一体基金からあとどれだけ持っていけば今の実態になるのかと。実態というのは5万1,403円です。そうなるのかということをお聞きしておるわけです。

参考までに115号を見ていただきたいのですが、ここに皆さん方は繰入金1億7,991万8,000円、これは基金から繰り入れておると思うのです。さらに、繰越金というやつも。これが1億5,207万8,000円、これを入れて今回の予算措置をしておる。その結果、大体1万弱で抑えることができると。間もなく後期高齢者は、衆議院の選挙を1回やればこれは吹っ飛んでなくなるのだ。そうだとすれば1年間だけだ。この後期高齢者支援金に係る負担が重いわけだ。そこで、高野市長、ここが大事なのだ。よし、わかったと。

基金は、3億何がしあるのだから、そこから少し出して県下の安い国保税を維持してやる、こう考えればそうわあわあ言うことはないと思う。そこで大事なのは、あと基金からどれだけ入れたら1人当たり5万1,403円の国保税、現状の金額になるのか、この1点についてお答えを願いたい。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをします。

概算ですと1億6,000万ぐらい必要でございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） その程度のお金があれば現在の国保の1人当たりの税金平均額が維持できる、上げる必要ない、こういうことになるのです。そこで、これは委員会でがっちりと審査をさせていただきますので、そこへは踏み込まないでお聞きをしておきますが、繰越金を3億というふうに当初予算で確定をいたして、このたび1億5,207万8,000円繰越金を措置した。この繰越金というのは、これは全部ここへ吐き出したのか、少し残しておるのか、その辺のところだけをご答弁を願いたい。もし残しておるとすれば、先ほどの1億5,000というのがそんなにおろさなくてもよろしいと、こういうふうな答えになるので、お答えを願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

繰越金の件なのですけれども、繰越金につきましては、議員ご承知のとおり前年度の歳入歳出の差し引きが確定しましたので、それに伴いまして基金条例に基づきまして10%は基金のほうに積み入れます。したがって、残りの部分につきましては医療分の税の費用ということと、あと介護分にも一部算入をいたしましたので、繰越金の保留というのはありません。全部国保会計のほうに計上してございます。よろしく願います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民課長（佐藤弘之君） ちょっと資料を持ってきますので、お待ちください。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

一般医療分に3億5,262万円、介護分に904万1,000円、これを計上してございます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 黒姫漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第1工区）請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

議案第113号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第2工区）請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 財産の無償譲渡についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 第114号についての選定の経緯についてお伺いいたします。

愛する会というところが無償譲渡を受けることになったわけですが、3月の議会で土どめ工事をやると、その場合佐渡市が補助をして、それをやったあげくにこのようなことにするというふうなことだったのですが、この愛する会という会がそれだけのことがやれるのかどうなのか、どういう性格の会かということが1点。

2点目は、このほかに欲しいという要望はなかったのかどうなのか。その2点についてお伺いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

おぎの湯を愛する会ですけれども、これは代表者含めて3人の方が組合というものを、7月11日に契約を結んでおりますけれども、組合を結びまして、皆さん小木の人たちですけれども、何とか小木の今低迷している小木観光をどうにかこのおぎの湯を中心にして地域振興、それから観光振興のために役立てたい

ということで手を挙げた団体であります。資金については、工事費等用意はできたというふうに聞いております。

それから、ほかの団体ということですが、手を挙げていただいたのはこの1団体だけでした。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 無償譲渡に当たっての佐渡市の条件なのですが、このままこの事業を当然継続するのだと思うのですが、その他使用する温泉に入る金額とか宿泊の金額とか、こういうものについて佐渡市は何か条件をつけましたか、それとも全く無償譲渡でこの施設を自由にいつやめてもいいというふうなことで譲渡をしたのですか。その辺の経緯、佐渡市としての条件を教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

おぎの湯につきましては、赤字が出ている施設でありますけれども、受け取ったほうはこれから料金とか、あるいは宿泊の料金とか入浴料金とか、その辺をどうしようかいろいろ考えているようであります。指定管理の中では条例の中で制限がありますけれども、民間がやるとなりますとそういった縛りのない運営が、営業ができますので、そこで赤字等も解消していく努力をしたいというふうにおっしゃっております。

それから、条件としては公募の中に7年間のうち少なくとも5年間は温泉宿泊施設として利用しなくてはいけないというような項目を入れさせていただいております。

○議長（竹内道廣君） 臼杵克身さん。

○4番（臼杵克身君） お伺いします。

まず、1点ですが、自治法の関係ですが、適正な対価なくして譲渡する理由、これについてお伺いしたい。

それから、適正な価格という表現になっていますが、これの譲渡する財産の評価額は幾らになっておられますか。

それと譲渡後に転売の禁止事項等がなされておるかどうか、その確認をいたしたいと思います。

それから、これを譲渡したことによりまして市の財政負担がどれだけ軽減されるか、その辺の見込みについてお伺いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

評価については、こちらのほうでは建物につきましては1,700万、それから土地については1,300万というふうに評価をさせていただいております。ただ、この土地につきましては、1,300万は当初おぎの湯の駐車場、あれは借地なのです。それをこちらのほうで買収して譲渡しようというふうに考えておりましたのですけれども、地権者のほうと何回か交渉いたしました、地権者のほうでこれを売る考えはないという

ことでありましたので、そうすると1,300万円ではなくなります。こちらのほうではその駐車場の買収価格、これが595万ほどあったのですけれども、1,300万からそれを引いた704万2,000円、これを土地については有償で譲渡をするというふうにいたしました。建物につきましては、これは無償譲渡をするということで、これは無償譲渡することで、これ建てるときに、建設時に補助金が入っております。これ1億入っているのですけれども、まだそれが5,100万ぐらい残っておりますが、それが免除になるというふうを考えております。

それから、地盤改良等についての費用、そのうち1,700万円を引いた金額を上限に工事費を補助するというふうにいたしました。先ほども申し上げましたように、佐渡観光、それから小木観光は低迷しておりますけれども、地元で少しでも小木のためになるために役立てていただきたいという形でこういう形を考えさせていただいたということでご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、譲渡後の条件につきましては、先ほども猪股議員にご説明したとおりであります。

それから、どのぐらい市が有利になるかということですが、18、19年度の指定管理料は1,400万毎年支払いをしておりました。それから、建物の改修とか、ある程度上限以上のものにつきましてはこちらのほうで修理をしておりますけれども、そういう金額が今後必要なくなるということと、これから譲渡しますと固定資産税等がこれから発生して、それは市の税収というふうになるというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 先ほど譲渡後の使用については、温泉施設で現在使っているような利用の仕方ということで条件をつけたというふうにお伺いしましたが、転売ができるかどうかということについての条項はどのようになっておりますか。転売は、例えば一定期間過ぎるとそれは認めますよと。例えば5年間、5年なら5年過ぎてからでないと転売は認めませんと、こういう条件はついておるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

先ほど用途の制限という形ですが、譲渡等の禁止につきましては旧おぎの湯の引き渡しを受けた日から10年間はこれを譲渡し、または交換してはならないという条文を入れております。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 2点ほど指摘をしておきたいのですけれども、あなた方が今回のこの議案説明について非常に不親切なのです。先ほどの漁港の入札もそうなのですが、参加が何件あって、どういう数字があつてこうなつたという、まず説明が全くない。このおぎの湯についても1社なのか2社なのか、3つの団体なのか4つの団体なのかというのは、そういう説明をしておけば何にも質問は出てこないのです。ですから、そういう説明をまずきちっとしてください。そのことで別に我々がとやかく言うことではなくて、すんなりすべて終わってしまうものをわざわざこういう質問が出てくる。

それから、今このおぎの湯の関係では募集をする段階で小木だけに限定をした。今も観光に寄与してい

きたいのだと、地元の熱意があっという会ができてこういう結果になりましたという説明ですけども、余りにも物事を小さく考え過ぎますからいい結果を生まないのです。小木航路の件なんかもそうなのです。物事を小さく限定して考えるからこんなことになる。物事を大きく考えなければいい方向にいきません。これだってもっと枠を広げた場合にもっともっと意欲のある方が出てきたかもわからないでしょう。全く別の方向で活用した方が出たかもわからない。それを物事を限定して議論し始めるからこんなことになるのです。もう少し広くきちっと設定をしてやってください。こんなこちょこよしたようなことはやめてください。これだけです。答弁要らない。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。歳入歳出一括やりますので、よろしくをお願いします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。中川直美君。

○2番（中川直美君） 所管の委員会でもないもので、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

先ほど税条例のところで説明があったのですが、64歳以下の退職者はいるわけです。いるのだけれども、何か人数もわからないので、一般と同じで割り返したみたいなお話だったのですが、それはどういうことなのか。つまり歳出で言うと、療養給付費の交付金は64歳以下の退職者の給付に充てるものですよね。おのずとその人数によってきているわけですから、明確な答弁がないというのはこれはおかしいというのが1点。

それと、もう一点は今回この深刻な暮らしの状況の中で国保の会計、国保税が値上げの方向になるわけですが、ご案内のように国保会計は歳出の給付に合わせた歳入になっています。そして、歳入と歳出がきちんと対応しています。歳入がこうあって、ここから分けてどこかへ金をやるというものではありませんから。私は、昨年19年度の本算定予算との比較で見えてまいりました。医療給付が3.3%ぐらいの伸びなのにもかかわらず、大きく値上がるというのが今回のこの国保の本算定の状況であります。例えば具体的に言えば、歳入では今年度から始まった前期高齢者の交付金が17億9,000万円ふえています。一方、療養給付費の交付金は約8億円のマイナスですから、歳入では差し引き10億円の歳入増ということになるはずですが。一方、歳出ではどうか。つまり制度によって変わったというところですが。歳出では、老人保健の拠出金がマイナスの9億2,000万円、今年度から始まった前期高齢者の納付金が100万円、後期高齢者支援金が7億5,000万円の増ですから、歳出では1億6,000万円が減っているということになります。給付費の増分3.1%を入れる、あるいは国庫支出金入れても1億円以上の歳出減ということになっているわけですが、こういった状況の中で何で値上がるのかということが素朴な疑問としてあるんですが、教えていた

できればなと思います。

それと、もう一点は国保の運営協議会ではこの値上げ等についてはどういった意見が出されていたのか。

最後には、医療、介護、後期高齢者支援金分とこの3つに分かれているという議論が先ほどあったように思われますが、国保税として医療分だけ納めるということは可能でしょうか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

退職者制度の変更に伴いまして、退職者に残ります64歳までの方の人数なのですけれども、世帯にしまして761世帯、人数にしまして1,608人というふうになっております。よろしくお願ひします。

運営協議会の件でございますけれども、私ども税率等々を算定の手順等を説明させていただきました。その中で質問の中に主にありましたのは、税の収納のことについての質問等がありました。トータルでの税の部分については、先ほど説明しました税率の部分でそれに対する意見等は特にございませんでした。

保険税の医療、支援、介護ということでの分納でという部分なのですけれども、納付通知書にはその合計額が計上されていきます。したがって、それを分けて払っていいかということについては、税そのものは分納ということも可能でございますので、そういうふうに判断されれば……だめということにはならないと思っておりますけれども、基本的には3つの部分についてセットで納めていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） それでは、最後の分納が可能だということですが、今のお話ですと。とすると、今回この国保税のうち医療分だけということでもいいという理解ですね。それが1点。

もう一つは、それと全体の予算ですか、先ほどベテランの議員の方からもお話がありましたが、去年と大きく違うのはやっぱり基金の繰り入れが少なく負担者増になっているということなのです。ことしは、後期高齢者が国保会計から抜けましたから、逆に言うと1人当たりの基金、1世帯当たりの基金というのは多分高くなっているのです。私の試算では、1億2,000万ぐらい入れてもそんなに変わらないがなというふうに思っていますが、その辺高野市長、この深刻な油の状況、不景気の中、やっぱり基金を繰り入れても引き下げていく必要があるのではないかとこのように、世論はそう言っているように私は思うのですが、その辺はどう考えるのか。これだけ聞いて終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをします。

基金でございますけれども、議員おっしゃるように合併当時は10億という基金がございました。16、17、18と国保料を上げないということで、約2億5,000万ずつ基金を繰り入れております。今回についても1億2,000万繰り入れてこの額に抑えております。この1億2,000万も本当はもう少し少ない繰り入れを考えただけでございますけれども、議員おっしゃるように非常に所得も下がっておるということで1億2,000万繰り入れた現状でございます。20年度末になりますと約3億という額になります。先ほども話をしましたように、この後もまだまだ基金の繰り入れが必要となってくるのが想定をされますので、1億2,000万が精いっぱい繰り入れというふうに考えております。

税の分納については、基本的にはその分納はできないというふうに考えております。全体の額の分納はあっても分けて分納するということはできないというふうに理解しております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 今度は、簡単なのを聞きますので。

まず、後期高齢者支援金が5,515万4,000円、これ減額補正になっているのだ。これはわかるような気がするのですが、これは何で減額されたのか。それから、介護納付金がやはり4,000万ちょっと減額されている。それは、連動している面もあるのですが、共同事業拠出金もこれは大きいのでして、1億8,000万、これが減額されてきた。この理由は何だということについてお答え願いたい。

もう一つ。国保税が全体としては上がるというときに、3,528万4,000円の予備費をなぜ積んだか。

以上2点についてお答え願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

まず、後期高齢者支援金の減額につきましては、これは積算の当初の段階では1人当たりの通知額に対しまして、その当時は県のほうから示された通知額が4万1,358円でございます。それに被保険者の見込みということで2万1,222人を掛けまして、その11月分、12分の11を計上して8億455万7,000円ということ、それと事務費という、病床転換の部分が同じように24円30銭の2万1,222人の12分の11ということで、トータルしまして8億503万1,000円という支援分と同様な計算で事務費の分についても計上してございました。これにつきましては、4月に社会保険診療報酬支払基金のほうから20年度の金額につきまして通知が参りました。その金額をもとに当初予算の部分を更正したものでございます。これにつきましては、先ほど言われました介護につきましてもそうでありまして、高額の共同事業、保険者の財政共同安定化事業についても同じように、これは国保連合会からの通知なのですが、当初案として提示されたものについて20年度の費用の部分について通知が来たことによってそれぞれ補正をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

予備費につきましては、これはこの後の給付費の増減が出たときに対応するためでございます。基本的にはこの後医療費が大幅に伸びた場合の対応については、改めて税の賦課計算ということが不可能でございます。したがって、私どもが参考にします手引きによりますと、給付費の3%について計上しまして、今後の給付費の増に対して保険税としての財源ということでございまして、一般的に言われますのは3%の予備費を積んでおけば医療給付費が6%上がってもそれに対処できるというふうに判断をしてお

りまして、そのように計上させてもらったものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） この後期高齢者の三角について、それから介護納付金の三角についてそれぞれ理由はあるのです。今ここで私は聞きません。委員会でやりますので。ただ、予備費9,000万持っておるわけでしょう。だから、そこへ何で3,500万積みねばならぬの。先ほど国保税を現時点の数値に戻すのに1億5,000万、そんなに要りません、私の計算では。1億3,000万ぐらいあれば優に大丈夫と。だったら、この3,500万を積まないで繰越金として入れればこれが1億8,000万ぐらい、1億8,000万以上の数字で国保会計が結べるというふうに思う。このあたりは、私ここでちょっと市長に聞きたい。あなたは、これ報告を受けておるのでしょうか。あなたは、これを出すについては恐らく何日も前から担当職員を呼んで聞いておるわけでしょう。あなたは、1万円も上げるならこれを少しでも軽減するために、予備費なんていうのはそんな積む必要ないだろうぐらいのことをあなたは言わなかったのですか。

それから、もう一つ。さっき課長が説明しましたけれども、基金というのは給付準備基金というのです、あれは。お金の支払いができなくなったときにそこから自動的に取り崩して、議会にかけぬでもいいのです。これを支払いをするというのが通常基金、基金と言うておるけれども、正確には給付準備基金と。定義のことであなたに聞くようなことはないのだが、そうでしょうと。私が聞くからお答えください。

もう一つ、市長。やっぱり市長が目を光らせなければならないのです、こういうときは。そう思うのですが、あなたはこの予備費のことについて意見を申し上げましたか。この点についてお答えを願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） その予備費については、私もちょっとそれについては目が届きませんでした。ただ、基金の取り崩しについては相談も受けました。やっぱり事務方はかたくかたくということでもありまして、意見の違いはありましたけれども、その説明を受けて今回1億2,000万というその取り崩しになると、残りを考えると、今までずっと取り崩してきたわけなので、この程度でやむを得ないのではないかと。いうふうに考えてご提案申し上げたわけでありまして。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

先ほど言われました基金なのですけれども、私どもの基金は財政調整基金という名称でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） それ会計上は財政調整基金というのです。そうなっておるのです。これを給付準備基金とは申しませんか。それならあなたは、あなたの言う財政調整基金でもいいです。これは、何のために積んでおるのですか。お答えください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

基金につきましては、算定時に基金を取り崩して保険税の平準化を図る等々、あとは一時的な給付に支障が出てきた場合にもそれについては基金を流用できると、そういうふうを考えております。

○27番（加賀博昭君） 議長。

○議長（竹内道廣君） できません。3回やりました。あとは委員会をお願いします。

○27番（加賀博昭君） ちょっと待て。今の答弁は、議事録に入っておるのだ。おい、違うぞ、それ。違うのであれば後で訂正するようなことになる。よろしいか。そうではないはずだ。あれは、原則取り崩してはならないとなっておるのだ。取り崩すとペナルティーが来るおそれがあるのです。いいですか。間違いない、部長。いいですか。今訂正するなら今訂正してください。そうでないと後刻訂正するのになります。私は質問できぬから言っておる。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

基金条例では、保険給付に要する費用の不足等の場合ということで定められておりますので、先ほどの答弁を訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第110号から議案第116号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため、暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午後 5時55分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第115号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第110号、議案第114号、議案第116号
(産業建設常任委員会付託案件)

議案第111号から議案第113号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第115号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億5,991万8,000円を追加し、予算総額を439億9,958万7,000円とするものであります。歳入では、地方交付税の増額、国民健康保険基盤安定負担金として国庫支出金及び県支出金をそれぞれ追加計上するものであります。歳出では、国民健康保険特別会計への繰出金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第110号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市国民健康保険税について被保険者の前年度所得に基づき本算定を行い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額並びに低所得者に対する軽減制度の減額の額を改めるため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。審査の過程において市民の負担を軽減するよう委員会が申し入れたところ、市長から納税通知書等作成のための電算システムへの入力期限に間に合わないことを理由として今回は原案どおりとするが、次の機会には必ず委員会の意向を反映したいとの回答があった。よって、来年度の本算定においてはこの

ことを税率決定の際に必ず反映するよう強く申し入れる。

議案第114号 財産の無償譲渡について。本案は、旧おぎの湯の建物及び設備について本年7月14日に開催された審査会の結果に基づき、おぎの湯を愛する会へ無償譲渡するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、国民健康保険事業の本算定に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億8,869万7,000円を減額し、予算総額を71億8,580万3,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、歳入では療養給付費等交付金等を減額し、及び繰越金等を増額し、並びに歳出では共同事業拠出金等を減額し、及び予備費等を増額するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。審査の過程において、予備費3,528万4,000円等を再配分して市民の負担を軽減するよう委員会が申し入れたところ、市長が納税通知書等作成のための電算システムへの入力期限に間に合わないことを理由として今回は原案どおりとするが、次の機会には必ず委員会の意向を反映したいとして陳謝した。よって、来年度の本算定においてはこのことを予算編成に必ず反映するよう強く申し入れる。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第116号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、反対討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党を代表して議案第116号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての反対討論を行います。

深刻な地域経済の中、市民の懐や家計も本当に深刻であります。言うまでもありませんが、原油高騰のあおりで生活必需品を始め物価が高くなっていますし、連日ニュースにも出ている原油高騰が直撃している漁民も多くが国保の加入者です。この原油高騰が市民の暮らしを直撃している中、何とかして市民の暮らし、生活を守れ、守ろうと政府を始めさまざまに言われている中での国保税の値上げとなります。商店などを始めとする自営業者も、あるいは農業も深刻です。こういった中で19%もの値上げは行うべきでないと考えます。

市民の医療に直結している国保会計は、もともとやりくりの大変さがあります。この大もとは、1987年以降の国の負担の引き下げですが、こういった政治に反対するとともに、身近な政治の市政としてできることに精いっぱい頑張る必要があります。委員会審査の中でも議論がありました。基金繰り入れなどで対応すべきものと考えます。また、少なくない全国の自治体では一般会計からの繰り入れで税の軽減を行っているところもあります。テレビ、マスコミでも国保税が払えず医者にかかれない、保険証がなく治療が遅れて命の危険にさらされたなど、国保をめぐる状況が大きくクローズアップされており、医療難民という言葉も言われています。これらは、2006年の医療税制改革に伴うものです。後期高齢者医療の関係で言えば、後期高齢者支援金は後期高齢者医療が年々高くなればそれに合わせて引き上げざるを得ないものです。市民の暮らしが本当に大変な中での大幅値上げには賛成できません。以上で反対討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹内道廣君） 次に、賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 議案第116号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算について、賛成の立場から発言をいたします。

ただいま共産党が反対討論をいたしました。焦点がずれております。市民厚生常任委員会のつけた貴重な意見についても反対しておるので、そのところを明快にしながら今回の当委員会、つまり市民厚生常任委員会が処理した処理の仕方について申し上げて賛成討論をするものでございます。

ご案内のように、今度の国民健康保険税本算定というのは、現在の1人当たり平均5万1,403円というのを大体6万円くらいに引き上げるというもので、その増額額というのは9,000円ちょっとという金額になろうかと思えます。そこで、我が市民厚生常任委員会が審査で主張したのは予算修正をしたいと。つまり全く必要のないと思われる予備費に3,528万4,000円が措置されておるのでありまして、これに大体6,000万ちょっとで約1億という基金からの措置をするならば、大体5万2,000円くらいにおさまらう、こういうことで審査をしてみました。私がおるわけでございますから、予算修正はお茶の子さいさいと言うにはちょっとおこがましいが、やろうと思えば簡単にやれるところでございます。しかしながら、これは市民にとって重要な問題でございますので、市長と議会が力を合わせて市民の負託にこたえたという形をとりたいということから、市長において修正して予算を出し直せと、こういうのが私どもの本当の主張でございました。ただ、予算上に措置されておる金額というのが先ほど申しました3,528万4,000円でございますから、それを全面に出しながらこの交渉を進めてまいりました。

ところが、実は私も初めて知って驚いたのですが、電算システムというところに委託をしておるために既に年金からの自動引き落としという手続がなされておって、これを修正するにはこの臨時議会を22日ではなくてもっと早く開かないと事務上大変なことになるということがわかったわけでございます。そこで、かなり厳しい意見をつけまして、先ほど小田委員長が報告したとおりでございます。これは、単なる意見ではなくて、市長においで願って、このことについては市長が陳謝をして来期に軽減措置をするという、こういう答弁をいただいたことが委員長報告の意見の中に明示されておるわけでございます。私は、国保税が高くなることについては反対でございますから、修正の努力をしたわけでございます。

ところが、共産党の先ほどの話を聞くと、市民は油の高騰その他で大変なので、反対だと、こう言っておるのですが、本当にそうなら予算修正を提案してこなければならぬはずでございます。私どもは、それを立派にやり遂げたと思っております。そこで、先ほども申し上げましたが、大体1億2,000万ぐらいあれば現在の国保税の水準まで戻せるわけでございますから、それをしなさい。市長も電算システムのその矛盾の点を実は知らなかったということでございますので、市長にも反省をしていただいて来期にこれを実現してもらおうという、そういう手続が進められておるということをも市民の皆さんからもご承知願いたいということで私は賛成討論をしておるところでございます。

市長が陳謝に見えられた折に私のほうから申し上げたのは、1億2,000万あれば今の水準に戻せるのだから、これは後期高齢者の医療制度が別立てになった現在の時点で分析するならば、必ずや今期の末には大幅な繰越金が出ると。したがって、それを財源にお約束の軽減を図っていただきたい、こういうふうに

申し上げたところでございます。それに対して、これは私のメモですから、完全なものではございませんが、しかしほぼ間違いのない市長の発言がでございます。市長は、こう言っています。先ほど本会議で議員からお話がありましたが、予備費の3,500万円の扱いについて、残念ながら詳細は昨日聞いたばかりでして、あと頭の中にはありませんでした。いずれにしてもこういうふうな状態の中で困っている方々にできるだけ安い費用で国保の税が安く徴収できるようにお願いしなければいかぬのは当然のことでございます。ここまでぎりぎりのところまで来ている状態になりますと、これはご容赦いただいて、次の年、次の機会に組み替えをしたいとお願い申し上げたいと、このように私の発言を受けて市長は明快に答えておるわけでございます。

市民の皆さん方にお分かりいただきたいのですが、何でもかんでも反対すれば市民のためになると思っただら大間違いでございます。6月議会におきまして、議案第100号 佐渡市税条例の一部を改正する条例について共産党は反対をいたしました。しかし、当委員会はこれに対して意見をつけております。どういふ意見をつけたかと申しますと、改正地方税法第321条の7の2において、ただし当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないこと、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては特別徴収方法によらないことができるというただし書きをとらえまして、市民厚生常任委員会はこのような法律規定がある以上、公的年金からの特別徴収制度の導入に当たり慎重に検討されたいと意見をつけたものであります。共産党は反対しましたが、これは何にもならない。しかし、市民厚生常任委員会はこのように歯どめをかけた。今度の国民健康保険税につきましても来年度必ず軽減措置をとるようにと厳しく意見をつけたものでございます。私も国保税が高くなるのは反対でございますが、全市民の皆さんからわかっていただきたいのは、何が何でも反対と、こう唱えるといかにも市民のためのように聞こえますが、そうではない。どうしたら国の法律制定という枠の中で地方の暮らしが守られるか、この1点について知恵を出すのが私は佐渡市の市議会議員の役目だろうということを再度強調いたしました。今回のこの案に賛成するものでございます。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第116号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第110号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第114号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告いたします。

議案第111号 黒姫漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結について。本案は、平成20年7月8日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第112号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第1工区）請負契約の締結について。本案は、平成20年7月14日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第113号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第2工区）請負契約の締結について。本案は、平成20年7月14日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成20年第4回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年7月22日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 小 杉 邦 男

署 名 議 員 大 桃 一 浩